労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

<u>和歌山労働局</u> 企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
木下建設(株)	和歌山県新宮市	R6.11.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で、墜落防 止措置を講じることなく作業員に解体 作業を行わせたもの	R6.11.6送検
(有)和歌山住宅サービス	和歌山県和歌山市	R6.12.25	労働基準法第24条	労働者 1 名に対し、 1 か月分の定期賃 金合計約 2 万円を支払わなかったもの	R6.12.25送検
個人事業主	和歌山県田辺市	R7.3.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第第151条の164	伐倒木の接触等により労働者に危険が 生ずるおそれのある箇所に立ち入らせ ないようにするための必要な措置を講 じなかったもの	R7.3.19送検
絆正工業	和歌山県西牟婁 郡白浜町	R7.7.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.7.8送検
アクネコーポレーション	和歌山県西牟婁 郡白浜町	R7.7.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 労働者派遣法第45条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.7.8送検
木村金属工業(株)	和歌山県有田郡 有田川町	R7.7.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の11	作業員がフォークリフトの運転位置を 離れる際にフォークを最低降下位置に 置く措置を講じていなかったもの	R7.7.18送検
(株) Rily	和歌山県橋本市	R7.8.4	最低賃金法第4条	労働者23名に対する 1 か月分の定期賃 金約322万円を、所定支払日までに支 払わなかったもの	R7.8.4送検
日本キャット (株)	和歌山県和歌山市	R7.9.24	労働基準法第36条	労働者2名に対し、2か月を平均して 1か月あたり80時間を超える時間外・ 休日労働を行わせたもの	R7.9.24送検
光永建設工業(株)	和歌山県和歌山市	R7.10.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	運転中のドラグ・ショベルに接触する おそれのある箇所に、作業に従事する 者の立入りを禁止していなかったもの	R7.10.16送検